

静岡県および御前崎市による津波対策工事ほか追加工事の 点検および確認について(第 113 回)

2022 年 10 月 27 日

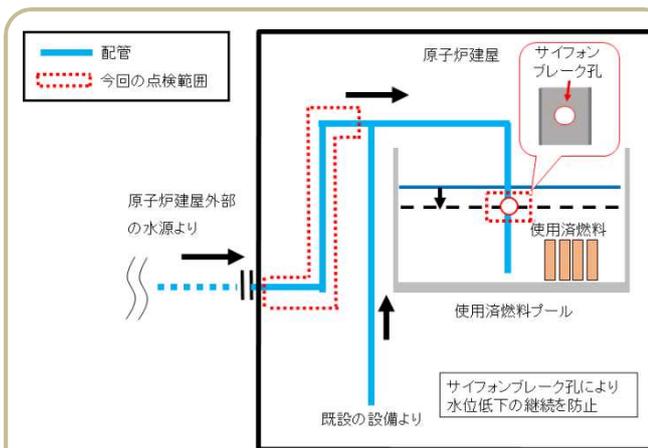
本日、当社が実施している津波対策工事ほか追加工事(注1)について、御前崎市の立ち会いの下、静岡県による点検を受けましたので、お知らせします。

新規基準では、既存の使用済燃料プールの冷却機能や注水機能が喪失、または使用済燃料プールからの水の漏えいなどにより、使用済燃料プールの水位が低下した場合に、使用済燃料プールへ注水するための代替注水系(以下、「燃料プール代替注水系」という。)が要求されています。また、使用済燃料プールに接続されている配管が破損した際に、サイフォン現象(注2)による水の漏えいで使用済燃料プールの水位が低下した場合においても、水位を維持するための対策が要求されています。

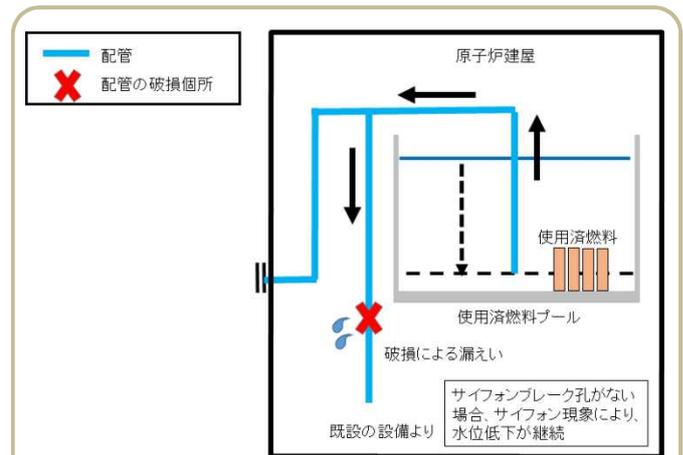
今回は、4号機の燃料プール代替注水系のうち、原子炉建屋外部の水源から使用済燃料プールに注水するために設置した設備(配管・弁など)、およびサイフォン現象による使用済燃料プールの水位低下の継続を防止するために設けたサイフォンブレイク孔(注3)について確認いただきました。

静岡県から「4号機燃料プール代替注水系の設備およびサイフォンブレイク孔について現場確認および書類確認をおこなった。本日の点検で、中部電力の計画どおりに設置されていることを確認した。燃料プールへの注水は安全上重要な施設であることから、安全に機能するようにメンテナンスをしっかりと実施していただきたい。」との講評をいただきました。

御前崎市から「4号機燃料プール代替注水系の設備およびサイフォンブレイク孔について現場確認および書類確認をおこなった。本日の点検で、中部電力の計画どおりに設置されていることを確認した。」との講評をいただきました。



燃料プール代替注水系のうち今回の点検範囲
およびサイフォンブレイク孔の概要図



サイフォンブレイク孔がない場合



燃料プール代替注水系の整備状況を
確認いただいている様子

- 注1 自主的に取り組んできた重大事故対策や、2013年7月に施行された原子力規制委員会の新規規制基準を踏まえ追加した対策工事などのことです。
(これまでにお知らせした内容は、[こちら](#)でご覧いただけます。)
- 注2 サイフォン現象とは、出発地点(高い位置)と目的地点(低い位置)を管でつないで液体を流す際、管内が液体で満たされていれば、管の途中に出発地点より高い地点があっても液体が出発地点から目的地点へ流れ続ける現象のことです。
- 注3 サイフォンブレイク孔とは、配管に空気を流入させることで、サイフォン現象による使用済燃料プールの水位低下の継続を防止するために、注水配管に設けた孔(穴)です。

以 上